

組合に入ろう！
組合に相談を！

かしな

全日本金属情報機器
労働組合(JMIU)
日本アイビーエム支部
東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

PIPに注意

納得いかなければ団体交渉で協議を

団交報告

プロセスにおいて、期待を下回る状況が一定期間継続した場合、業績改善プログラムを実施することとなる。

このタイミングで何故PIPなのか

チェックポイント評価制度のSD-P

チェックポイント評価制度のもとでもPIPはあるのか、まずその点について前々回の団交で聞いてみましたので、まずその内容から振り返ってみます。

「期待を下回る状況が一定期間継続」という判断がわすか2ヶ月で出るといっても納得できません。

「1. 降格とそれに伴う減給」「2. 職務の変更」「3. 所属変更(他部門への異動)」が実施され

今月で時効です！ 集団訴訟に参加しよう 第3次貸金減額裁判

—あなたはいくら戻るか、お早めに相談を—

2014年7月に減額された人は今月から時効を迎えます。今後は1ヶ月過ぎるごとに1ヶ月分の請求権が失われていきます。そのままにしていると確定拠出年金(退職金)や厚生年金、残業代などすべてに影響を及ぼします。退職するまでの長い年月を考えると、生涯貸金の差はとんでもなく大きくなり、退職後の生活にも影響します。

昼休みの本社前 CEO来日中の訴え 6.22 金属反合IBM本社前行動



本社前で訴える大岡中央執行委員長

各地で組合の旗を掲げ会社を包囲
6月22日、水曜日の昼休みに金属反合IBM本社前行動に取り組みました。IBM争議の歌「私はここに立つ」など元気なうたごえからスタート。各争議に関する現状報告のあと、連帯挨拶では共通して「PIP」がいかに問題の多いものであるかが改めて明らかになりました。ロックアウト解雇原告の力強い決意表明に続き、大岡中央執行委員長は、

国際色豊かに、各地で激励受ける

朝は小雨がぱらつき、昼前から傘が必要なほどの雨、終了前に雨が止むという梅雨らしい天候でしたが、約40人の参加者は雨合羽や傘を用意し、最後まで元気に進みました。例年の東京から広島までの「通し行進」の人に加えて、今年には海外からの参加者もいて、活動が広がっていることを窺わ

品川駅前宣伝行動

組合はIBMの不当性を世間に訴えるため、本社や裁判所前だけでなく、各地で宣伝行動を行っています。その一環である、毎月恒例の駅前宣伝行動を、6月16日18時半からJR品川駅港南口で行いました。これはIBMで起きているロックアウト解雇や賃金減額、RAプログラムの不当性を世間に訴えるため、毎月1回、山手線沿線でスピーカー宣言とチラシ配布を行うものです。

ハンマ

あの名作「レオンしんちゃん」を政治資金で購入した某知事が辞職した。違法ではないが、不適切な行動である。彼が政治家になる前、政治家の公私混同を鋭く批判していたことを思い出すと皮肉である。IBMでも女性登用を訴えていた大歳卓麻元社長兼会長が女性のスカートの中を盗撮した。女性の味方を装っておきながら実は敵であった。こちらは明らかに違法である。しかしIBMは事件の公表を遅らせ、その間に大歳氏を退職させた。そして何の懲罰も行わなかった。無罪放免にしたのである。▼そのIBMが、何の罪もない社員を、個人業績不良を口実にロックアウト解雇した。IBMの判断は明らかに間違っている。今からでも遅くはない。ロックアウト解雇した社員を、速やかに会社に復帰させるべきである。(F)



勝利判決を報告する今泉弁護士

IBMのロックアウト訴訟で、原告5名全員につき地位確認及び賃金の支払いを命ずる全面勝訴の東京地裁判決を勝ち取りました。この判決が弁護士の間で広く話題になっていて大きな関心をもたれています。東京法律事務所発行紙「たより」に注目する事件紹介として掲載されていきましたので紹介します。

■今後の裁判スケジュール

日程	裁判名	場所
7/13(水) 13:30~14:30	第2次ロックアウト解雇裁判 高裁第1回口頭弁論	東京高裁 809号法廷
7/26(火) 10:00~10:40	第1次ロックアウト解雇裁判 高裁第1回口頭弁論	東京高裁 809号法廷
9/16(金) 13:15~16:15	第4次ロックアウト解雇裁判 証人尋問 ISOC 吉井豊 原告 A	東京地裁 527号法廷

組合は、昨年引き続き、9月15日に本社前での会社に対する抗議の大集会と人形町までのデモ行進を予定しています。今回は、昨年と違い、賃金減額、ロックアウト解雇各裁判の組合全面勝利を受けて行うものです。会社は全面敗訴したにもかかわらず、賃金減額やロックアウト解雇をやめようとしていません。そのため組合は今後も、会社に対し、負けを認めず、正すべきは正せと抗議を込めて全面解決を会社に要請していきます。9月15日はその一環となります。

事業所名	職場名	氏名	電話番号
本社	TSDL. ISEL・System技術	大岡 義久	1712-5175
本社	GTS. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
本社	SW事業部. ELAソリューションズ	大場 伸子	206-4650
幕張	価格計画. S&D価格計画	石原 隆行	205-6483
名古屋	GBS. インダストリアル・アプリケーション開発	板倉 浩	205-2205
大阪	GFS. 西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	205-6320
大阪	西日本地区技術・技術推進	河本 公彦	205-5204
組合事務所連絡先	TEL: 03-3583-9037 (月~金 13時~16時) FAX: 03-5562-0853 メール: jmiu-ibm@ibekoaame.ne.jp ウェブ: http://www.jmiu-ibm.org/		

注) 上記窓口は、事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ

法律相談	労働問題以外の民事一般についても相談受け付けます(お手数ですが電話予約をお願いします)
東京法律事務所	弁護士 水口 洋介、今泉 義竜、本田 伊孝 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL: 03-3355-0611(代) Web: http://tokyolaw.jp/
岡田尚法律事務所	弁護士 岡田 尚 神奈川県横浜市中区太田町1-10 NGS太田町ビル5階 TEL: 045-222-7577

解雇無効判決の意義極めて大

IBMロックアウト解雇裁判代理人 今泉義竜弁護士

今年3月28日、IBMロックアウト解雇裁判において、原告5名全員につき地位確認及び賃金の支払いを命ずる全面勝訴の東京地裁判決を勝ち取りました。この判決が弁護士の間で広く話題になっていて大きな関心をもたれています。東京法律事務所発行紙「たより」に注目する事件紹介として掲載されていきましたので紹介します。

職場カンパ報告

組合に対する支援カンパにつきまして、以下のとおり報告させていただきます。

大変ありがとうございます。心から感謝いたします。機関紙「かいな」発行のために使わせていただきます。これからもご支援よろしくお願ひします。

2015年7月~
2016年5月
107,010円

バンド8は組合員資格あり

たたかひの歴史で明白

現在組合にはバンド8以上の組合員も多数在籍しますが、過去にはバンド8(当時は専任)及びバンド9(当時は主管)の組合員資格を争った裁判がありました。ここではそのたたかひの歴史を振り返ってみます。

部下を持たない中間管理職(スタッフ専門職)の組合員資格を問う裁判において、2005年2月24日の東京高裁判決では、組合員資格については「組合員の資格を有するものの範囲は本来、組合の自主判断にゆだねられるべきもの」とし、1982年に組合と会社が取り交わした「組合員の範囲は主任(現在のバンド7)まで」とした確認書の一部解約は「平成4年

高裁までの命令・判決内容

争点	東京都労働委員会	東京地裁	東京高裁
スタッフ専門職(現在ではバンド8以上)の組合員資格	○勝訴	○勝訴	○勝訴
確認書の一部解約の有効性(*1)	判断回避	○勝訴	○勝訴
不当労働行為の認定(*2)	認定せず	○認定	認定せず

使用上の労働関係に関する計画と方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に接触する監督的地位にある労働者

・その他使用者の利益を代表する者
これらを一言で言えば「会社の利益代表者」ということとなります。

労働組合法第2条の主旨は「会社の利益代表者」を加入させることで組合の自主性が損なわれるのを防止することです。ですから組合員の範囲は会社が勝手に決めるのではなく、組合が自主的に判断して決めるといのが法律で定められて

「組合員資格を有するものの範囲は本来、組合の自主判断にゆだねられるべきもの」とし、1982年に組合と会社が取り交わした「組合員の範囲は主任(現在のバンド7)まで」とした確認書の一部解約は「平成4年

まず、組合に加入できない人はどういう人かという点、労働組合法第2条では、次のように書いてあります。

・役員
・雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者

労働組合法第2条の主旨は「会社の利益代表者」を加入させることで組合の自主性が損なわれるのを防止することです。ですから組合員の範囲は会社が勝手に決めるのではなく、組合が自主的に判断して決めるといのが法律で定められて

・使用上の労働関係に関する計画と方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に接触する監督的地位にある労働者

・その他使用者の利益を代表する者
これらを一言で言えば「会社の利益代表者」ということとなります。

それには照らしてバンド8以上の組合員についても「会社の利益代表者」に該当しないと組合加入を承認しました。加入を承認するかどうかは組合の権限に関するものであり、それに会社が口出しすることはできません。実際、バンド8以上の組合員の加入によって組合の運営に支障を来たしたなどというものは全くなかったわけではあります。また組合が会社の言うがままになるいわゆる「御用組合」と化したということもありません。そんなことは会社自身が百も承知です。

組合に加入しては、不当労働行為事件を受けた謝罪文の中にバンド8以上の組合員の氏名も入れて掲示しました。

バンド8以上のみなさん、すでに多くの仲間が組合に加入しています。会社は「バンド8以上の人は組合に入れないよ」などというまやかしに騙されず、安心して組合にご加入ください。



いるのです。私たちの組合の規約も労働組合法に準拠して作成されており、それに照らしてバンド8以上の組合員についても「会社の利益代表者」に該当しないと組合加入を承認しました。加入を承認するかどうかは組合の権限に関するものであり、それに会社が口出しすることはできません。実際、バンド8以上の組合員の加入によって組合の運営に支障を来たしたなどというものは全くなかったわけではあります。また組合が会社の言うがままになるいわゆる「御用組合」と化したということもありません。そんなことは会社自身が百も承知です。

組合に加入しては、不当労働行為事件を受けた謝罪文の中にバンド8以上の組合員の氏名も入れて掲示しました。

バンド8以上のみなさん、すでに多くの仲間が組合に加入しています。会社は「バンド8以上の人は組合に入れないよ」などというまやかしに騙されず、安心して組合にご加入ください。